

令和5年第11回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和5年11月22日（水） 午前10時15分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	山本 一博
教育委員	篠原 玲子	教育委員	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育部長	沢田 美亮
こども未来部長	中西 尚代	教育部次長	中西 美智代
管理監（学校教育担当）	栗田 一路	管理監（幼児担当）	高山 千穂
教育総務課長	池元 貴之	校務支援室長	松本 良恵
生涯学習課長	中西 恵美子	学校給食センター所長	上林 昭
八日市図書館長	松野 勝治	教育研究所長	宮居 伝
幼児課長	増井 章恵	こども政策課長	小椋 学
幼児施設課長	村田 修一	学校教育課参事	北川 守一
学校教育課指導主事	磯崎 信一郎	事務局(教育総務課長補佐)	小辰 あつ子

以上22名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和5年第11回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第10回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第10回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、「山本委員」と「篠原委員」に署名をいただきます。なお、今回の第11回定例会の会議録署名委員は、「沖田委員」と「山本委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、次第に従い、進めさせていただきます。まず「1報告」ということで、教育長報告をさせていただきます。

（教育長報告）

先日、教育委員の皆様と全国の教育委員や教育長が様々なテーマで議論する研修会に参加するため広島に行ってきました。御一緒いただいた教育委員の皆様にはお疲れ様でした。ありがとうございました。

御存じのとおり広島は、人類史上初の原子力爆弾が投下された町です。私は、65歳になって初めて被爆された方のお話を直接聞く機会を得ました。広島のことはい

るつもりではいたのですが、初めて聞く話もたくさんありました。

一番印象に残ったのは、原爆が投下され、日本が戦争に敗れると原爆投下の内容についてはGHQにより報道規制が引かれ、日本の新聞社も自主規制を行い、全世界へだけでなく、日本国内においても被爆の状況がほとんど伝えられず、支援体制が十分に整えられなかったということです。語り部の方は、支援体制が整えられていたら、もっと多くの命が救われたはずと述べられ、やはりアメリカが原爆を投下したことは、今も受け入れることは出来ないし、謝罪してもらいたいと話されていました。でも、最後は、日本が中国に軍隊を派遣し、侵略を進めたことが発端になっていることを述べられ、話を締めくくられました。

お話いただいた方は、3歳の時に被爆された方で直接の記憶に基づくものではないかもしれませんが、心に響くものがありました。語り部はどんどん少なくなってきていて、この方が一番お若いと話されていました。国際情勢が緊迫し、各地で戦争が繰り返されている状況において、平和学習の大切さを改めて感じ取ることが出来ましたし、どのように伝えていくかが、難しいとも感じました。

広島では多くの修学旅行生を見ました。本市の市原小学校の子どもたちとも偶然出会いました。本市の小学校では唯一、市原小学校だけが毎年、広島を訪ねているのです。原爆ドームを見に行く途中で、なんか、見たことのある人が向こうから歩いてくると思ったら、校長先生だったので、本当に驚いてしまいました。

滋賀県からの修学旅行生では、マキノ南小学校とも出会いました。

やはり、広島や長崎、沖縄に足を運び、語り部の方たちから直接話を聞く機会を持つというのは大切なことだと感じましたし、修学旅行を除くとそういった機会はほとんどないように思います。

今年の修学旅行では、市原小学校、船岡中学校が広島、永源寺中学校が長崎、能登川中学校、朝桜中学校が沖縄を訪ねています。私が、教育長に就任した年にこの研修会が沖縄で開催され、市の教育委員さんと糸数ガマやひめゆりの塔を訪ねたことが思い出されます。

ガマというのは自然の洞窟で沖縄戦のとき、多くの多くの住民が避難していたところですし、日本軍の陣地壕や陸軍病院の分室としても使われていたところでした。

特にこのとき思い出されるのが、糸数ガマで朝桜中学校の壁新聞が掲示されていました。私たちが訪ねるという事で掲示いただいたのですかと尋ねると、「違います。この学校は、事前に私たちを招き、事前研修を行ったうえで、ここを訪ねてくれるのです。たくさんの学校が訪ねてくれますが、ここまでしてくれている学校は珍しく、その取組を紹介する意味で掲示しているのです。」と話してくださいました。大変うれしく、誇らしく感じました。

学校でも例年どおりの修学旅行のコースを繰り返すのではなく、平和学習を取り入れるという事について、一度考えてもらいたいと、先日の教頭会議で伝えさせていただきました。

話は変わりますが、皆さんのお手元に、「内外教育」という冊子の記事を配らせていただきました。一つは、大阪大学名誉教授の小野田正利さんの「いじめ法の放置から10年—もう時代は終わった」という記事です。もう一つは、ラウンジというコラムの、「学校復帰の促しは悪か」という記事です。お読みしての紹介は、時間の関係もあり控えさせていただきますが、午後の社会教育委員さんとの意見交換もありますので、ぜひ参考にいただければと思います。ぜひお読みいただきたく思います。

家族の有りよう、学校での子どもたちの有りようというのが、この記事にもあります昭和の時代を描き続けている「ちびまる子ちゃん」であったり、「サザエさん」であったりと、ア

教育長

アニメでしか感じ取ることが出来ないのが残念ではありますが、こういったアニメも大切にしなければならぬと改めて感じさせていただきました。

それと同時に、こういったアニメを見て感じ取ることが出来るのも、我々世代以上だけではないかと思うところに、課題の大きさを改めて感じました。あの頃はよかったという事ではなく、何がよかったのか、何が大切だったのかということ、子ども達にはしっかりと伝えていかなくてはならないと思います。

教育長報告は、以上とさせていただきます。

(教育部長報告)

教育部長

皆さん、こんにちは。

それでは教育部の報告をさせていただきます。11月3日に執り行いました教育委員会表彰式では、委員の皆様には御多忙のところ御出席いただき誠にありがとうございました。

また11月12日には第2回目となる中学生議会を実施いたしましたところ、多くの皆様に御参加、傍聴いただきました。

今年度は、昨年中学生議員として活躍された3名の高校生をアドバイザーとして助言を頂いたり、その上で研修の回数を大幅に増やしたことにより、より内容の濃い提言となったのではないかと感じております。

詳しい内容等は、午後からの社会教育委員会との合同会議において説明させていただきますが、今日の経験は満足できましたかという市長の問いかけに、中学生議員のほぼ全員が手を挙げていただきましたし、中学生議員にとっては、緊張感のある議場での一般質問、大変有意義な体験になったと思います。

また、今月29日には、12月議会定例会が開会されます。24日に議案説明のための全員協議会が開催されます。

教育部からは、学校給食賄材料費の補正予算と、東近江市少年センター条例の制定について、やわらぎホールの指定管理者の指定についての3議案を上程する予定をしております。

補正予算の内容につきましては、物価の高騰により当初予定していた給食賄材料費の不足が予想されることから、この不足分を12月に補正予算として上程したいと考えています。

こうした物価高騰の影響による令和6年度以降の給食費の改定につきましては、学校給食運営委員会の答申を踏まえ、後ほど詳細について担当から説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

東近江市少年センター条例につきましては、第5回教育委員会及び第6回教育委員会において報告しましたとおり、愛荘町を分離し、東近江市単独でのセンターとし、教育委員会部局の一部として設置及び運営する条例を制定しようとするものでございます。

11月も下旬に入り寒さが一層厳しくなってきました。学校においても、本日現在インフルエンザにより3校7学級が学級閉鎖、学年閉鎖となっています。2学期もあと1月余りとなっておりますので、学校での安全対策も引き続いて着実に実施していきたいと考えています。以上、教育部の報告とさせていただきます。

教育長

それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部
長

皆さんこんにちは。こども未来部の中西です。

それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

朝夕めっきり寒くなり、紅葉も色づきそろそろ見頃となり、季節の移り変わりを感じております。

このところインフルエンザの感染者が増加しており、幼児施設においては、インフルエンザや発熱による欠席者が増加し、11月に入り、昨日までの間で、中野むくのき幼児園、ちどり幼児園、五個荘あさひ幼児園、延命こども園、八日市幼稚園の5園で学年閉鎖や学級閉鎖、登園自粛を実施しております。手洗い、うがい、換気など感染防止につとめ、引き続き注意をしていく必要があると思っております。

さて、今年度から「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」と名称が変更になりましたが、この11月は家庭や学校、地域社会全般にわたり児童虐待防止に深い関心と理解が得られるよう、啓発活動に集中的に取り組むこととしております。そこで、市庁舎等ののぼり旗の設置やケーブルテレビでの放映のほか、先週11月17日には西友前で街頭啓発を実施し、少しでも多くの方に児童虐待防止が啓発できるよう取り組んでいるところです。

また、今年度新たな取組としまして、こども相談支援課の入口付近の壁に、市内の小学4年生が考えた標語をもとにして、びわこ学院大学の学生さんと市が共同で作成した「オレンジリボンかるた」を掲示しております。引き続き少しでも多くの方に児童虐待防止が啓発できるよう、取り組んでまいります。

さて、本日の報告事項につきましては、3点ございますが東近江市立御園こどもの家等の指定管理者の指定について、東近江市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、市立さくらんぼ幼児園整備工事の進捗状況について、後ほど担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

教育長

各部長から報告がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

続きまして、「2 議案」に入らせていただきます。

「第25号 東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。

学校教育課参
事

失礼いたします、学校教育課の北川です。私からは東近江市立学校管理規則の一部改正について説明させていただきます。先の中央教育審議会の「質の高い教師の確保」特別部会が、学校教育法施行規則が定める標準授業時数を大きく上回る1086時間以上の教育課程を編成している小中学校が3校に1校以上存在することに注目し、すべての学校に計画の点検と年度途中を含めた見直しを求めています。

そこで、9月8日付で、市立小中学校に本年度末までの学校行事を含む授業時数の見込み、及び来年度の学校行事を含む授業時数の見込みを調査しました。その後、事務局と校長会で協議を重ね、今回議案25号として提出させていただきます。

<p>学校教育課参事</p>	<p>こちらは、学年始の休業日を、現在の4月1日から4月8日を、4月1日から4月9日までに、夏季休業日を小学校は、7月21日から8月31日まで、中学校は今までどおり7月21日から8月26日まで、冬季休業日は、今までどおり12月25日から1月6日まで、学年末休業日は今までどおり3月25日から3月31日までとさせていただきます。</p> <p>延長の理由については、働き方改革の一環であることは言うまでもありませんが、現行の授業時数を調査した結果、議案25号の休業日に改正させていただいたとしても、授業時数の確保が十分にできる結果となりました。</p> <p>春休みを一日延長した理由は、年度初めの諸準備が多忙を極めており、心と時間にゆとりをもって、子どもたちと出会うためです。</p> <p>夏休みの小学校の延長の理由は、熱中症のリスクを少しでも回避すること、中学校を延長しなかった理由は、延長をすると特に中学3年生で標準時数の適正化に支障が出る恐れがあること、現行の日数に留めることにより、週一日でも5校時の日を増やし、部活動の活動時間をできるだけ確保したいと考えたためです。以上で議案の提案を終わります。御審議よろしくをお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>青地委員</p>	<p>すみません、確認ですが変更につきましては保護者とか地域とかも含めてですが、いつ頃お知らせをされますか。</p>
<p>学校教育課参事</p>	<p>この議案が承認されましたら、まず24日に校長会、校長にはあらかじめ協議はしておりますが、校長会にてお知らせします。その後、コドモンにて12月1日に教育長名で保護者宛てに通知を出す予定です。あと、学童にも変更の内容については既にお知らせしております。</p>
<p>青地委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>教育長</p>	<p>その他、よろしいですか。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>もし、コドモンで保護者の方が聞かれたら、こんな反応があるのではないかという予測はありますか。</p>
<p>学校教育課参事</p>	<p>予測としましては、中学校はなぜ現行のままだというようなことは想定しております。</p> <p>ただ一定、先ほど御説明しましたとおり、中学校の夏季休業日の部活動、熱中症対策ですが朝7時の段階で環境省の数値予測に基づいて、部活動を実行か中止かという一定の基準を定めていますので、熱中症のリスクについては、そのように説明をしようと思っています。</p> <p>あと部活動の午後4時45分終了を来年4月から実施しますので、それに伴いまして、先ほども御説明しましたが、週5時間の日を何週か取って、例えば大会前の部活動の時間を確保していきたいと説明しようと思っています。</p>
<p>沖田委員</p>	<p>一つよろしいでしょうか。部活動の説明ですが、中学校の場合夏休みの先生方、日数は変</p>

沖田委員	<p>わらないということで、この数日間を地域連携という形で消化できるということはどうでしょうか。先生方の働き方改革で普通は午後4時45分までですよと、休業日を動かさないというのは十分な部活動ができないという御説明でしたよね。じゃあ、保護者からこの間は地域移行という考え方もあるのではないかという質問が出ませんでしょうか。</p>
学校教育課参事	<p>アンケート結果も出していますので、そのような質問もあるかもしれませんが、教育委員会としてはまだ見通しが立っていない状態ですので、地域連携ということになりましたら、考えていくべきことだと思います。</p> <p>現行、それよりも中学3年生で縮めることによって、授業時数に支障をきたすということが一番に説明しようかと思っています。</p>
篠原委員	<p>中学3年生というのは、中学1年2年生は関係なく、3年生だけが足りなくなるということですか。</p>
学校教育課参事	<p>そうです、未定ですが受験の日も早まっていくという情報もあります。そうなりますと、授業時数が今でもぎりぎりということもありますので、現状調査しました結果、9校中5校が変更してほしくないという回答でした。時数を減らせば厳しくなるといった現場の意見もありますので。そこを無理に変えていくことはしないということです。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、議案第25号につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。では、「議案第25号 東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続きまして、「議案第26号 東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」と「4 報告事項」の中にあります、福祉教育こども常任委員会協議会報告の「東近江市立中学校部活動のあり方及び地域連携検討協議会報告について」は関連がありますので担当課から併せて説明をお願いします。</p>
学校教育課指導主事	<p>失礼します。学校教育課の磯崎です。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>本日は、「議案第26号 東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」審議をお願いします。</p> <p>提案理由としましては、東近江市立中学校部活動指導員の増員に当たり、東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する必要性が生じたためです。</p> <p>学校教育課とスポーツ課では、東近江市立中学校部活動のあり方及び地域連携検討協議会の立場も含めて、半年以上にわたり、部活動の現状調査、様々な立場の方からのヒアリング、アンケートの実施、部活動に関わる会議への参加、検討協議会の運営等に取り組んで参り、「令和6年度の部活動のあり方」について、検討を重ねてきました。</p> <p>別紙資料1は11月2日(木)に行われました市内校長会議の資料です。</p>

ここには、「令和6年度の部活動のあり方」をまとめています。

先日行われました、福祉教育こども常任委員会協議会において、栗田管理監が説明しました内容を踏まえて、簡単に説明させていただきます。

大きくは3つに分かれています。まず、(1)「部活動の継続について」です。

ア)各学校が設置する部活動は、現状を維持し活動を継続する。東近江市の中学校9校については、部活動の教育的意義の大きさを共有しており、次年度も実施していくという意味です。

イ)活動時間ですが、平日は原則2時間、土曜日・日曜日及び学校の休業日は原則3時間とする。年間活動時刻の最長を、午後4時45分終了/午後5時完全下校とする。ただし、日課については各学校が定めるものとする。これは令和5年10月27日に各校に通知しています。

ウ)休養日です。週当たり2日以上(平日1日と週休日1日)を確保する。大会等の日程関係で、予定をしていた休養日に活動する場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。先ほどの部活動の終了時刻以外は今年度までとの変更はございません。

エ)滋賀県中学校総合体育大会拠点校部活動についてです。本日11月22日現在で、東近江市では拠点校として部活動を実施する学校はありません。学校及び市教委に問合せがあった場合は、都度協議ということになっています。

拠点校部活動とは、校区外就学(入りたい部活動がないため校区外の学校へ通うこと)とは違い、在籍校はそのまま、放課後や休日に別の学校の部活動に参加し、大会等へ参加する部活動のことです。このような学校は東近江市に現時点でないということです。

次に、(2)「東近江市立中学校部活動指導員と東近江市地域学校協働本部協働活動支援員の増員計画」についてです。ここが今回の要綱改正と関係しています。

現在、東近江市で配置している部活動指導員は1名です。部活動での専門指導の教員の有無を確認しますと、市内9中学校中7中学校、17部活動で専門外の先生方に指導を担っていただいていることがわかりました。

また、教職員アンケートでは、58パーセントの方から「専門的な指導ができないことが課題である。」と回答がありました。

このような状況を改善するために、令和6年度は10名の部活動指導員配置を目標に予算要求するとともに、「専門性を有した部活動指導員募集案内(別紙①)」を保護者用連絡アプリ「コドモン」と市ホームページで発信する予定をしております。

今年度、部活動指導員の任用条件に該当する項目を増やし、幅広く人材を募集するため、スポーツ課と連携した資格(市の補助が出るもの)を取得いただくため、今回の「東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱」の改正をお願いしています。

また、生涯学習課の管轄になりますが、滋賀県地域学校協働活動推進事業の中で、運動部・文化部を含め、東近江市では、7中学校、17部活動に協働活動支援員を配置していますが、これについても増員の予算要求をしています。

続いて、(3)「地域クラブ活動について」です。

現在、東近江市スポーツ少年団は、軟式野球やサッカーをはじめ、75チームあり、その内、34チームは中学生を対象に活動されています。

別紙②のチラシを先ほどの部活動指導員の募集と同様にコドモン、市ホームページを通じて、チームの紹介をさせていただきます。いずれのチームも、部活動の地域連携が議論され

学校教育課指導主事

る前から活動しており、学区や経験の有無を問わず、どなたでも入団することが可能です。
また、今後は、生徒、学校、保護者、地域のニーズに合った「新しい形での地域クラブ活動」の創設も視野に入れて、関係団体と連携し、検討していく予定です。

最後に広報についてですが、(1)「部活動の継続」については10月27日にコドモンで保護者に連絡済みです。

チラシ別紙①、別紙②については、11月下旬を目安に、コドモンを通して募集し、また、市ホームページにも掲載予定です。最終年度末3月には、文化部を加えた、もう少し具体的な内容のものを配布できればと考えています。

以上のことから、先ほども申しましたが、部活動指導員の任用条件に該当する項目を増やし、幅広く人材を募集するために、要綱の改正について提案させていただきました。

東近江市が目指す、中学校部活動の地域連携の一つとして、御理解いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

要綱の改正内容につきましては、別紙資料議案第26号を御覧ください。

新旧対照表をもとに、説明させていただきました。

第1条につきましては、「句点(、)」の部分を「及び」に変更するものです。

第4条につきましては、職務を行うために必要な見識を有するものうちから任用しているとすることで、(2)「公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟団体規定第2条第1号に規定する加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者」を「公益財団法人日本スポーツ協会や競技団体等が認定するスポーツ指導者資格を有するもの」に改め、同条(3)に「東近江市教育委員会(以下「委員会」という。)が一定の指導実績、又は相当の指導力を有すると認めた者」を加えます。

また、第9条の「東近江市教育委員会(以下「委員会」という。)を「委員会」に改めます。(2)については県が部活動の内容をまとめているものに合わせています。

あと幅広く人材を確保したいということで、(3)を加えています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問、御意見はございませんか。

事務局

1点、資料の訂正をお願いします。議案第26条につきまして、添付しております現行の要綱、第7条について「部活動の指導員の報酬は、勤務1時間につき1,596円とする。」と記載されていますが、こちらの内容につきましては、令和5年第3回教育委員会定例会で一部改正されていまして、添付の要綱は一部改正前の内容となっております。今回の提案内容には影響ありませんが、正しくは「教育職給料等決定基準表の1級55号給とする。」に改正されておりますので、よろしくお願いいたします。また告示は令和5年4月1日施行が最新となっておりますので、訂正させていただきます。

教育長

はい、御質問、御意見はございませんか。

沖田委員

今日の京都新聞に室伏スポーツ庁長官と、日本郵政の方がお話しされて、今後日本郵政が職員を雇用する時に地域スポーツに貢献できるような職員を積極的に雇用するという話が

沖田委員	<p>ありますが、そういう意味では地域スポーツの一つの方向が見えてきていると思います。</p> <p>今、指導員をどう確保するのかという問題がある中で質問ですが、指導員を1名から10名に増やされることについて、その見通しはどのような状況ですか。</p>
学校教育課指導主事	<p>先ほど説明しました、生涯学習課の支援員は17名おられますので、場合によっては、その17名の方の何人かは立場が変わられて部活動指導員10名の中に入られるかもしれません。あと、見通しとしましては、保護者アンケートの中で50名程度の方が部活動の指導に関わってもいいと回答されています。今後チラシをコドモンで配信することで、教育委員会、学校に問い合わせをしていただける方がどの程度おられるか、見通しとしてはまだまだわからないところがあります。</p> <p>ただ、今支援員以外の方でも、指導に関わっていただけそうな方とかを我々としましては引き続き、探っていく必要がありますので、場合によってはこちらから声掛けをすることがあるかもしれません。</p>
沖田委員	<p>ただ、保護者の方が指導される場合、その方は必ずしもスポーツ指導員の資格を持ってなくてもよろしいのですか。</p>
学校教育課指導主事	<p>部活動に地域の方が関わってくださるパターンとしては、部活動指導員ということもあれば、支援員の場合、またボランティアという立場で携わっていただく方もあると思いますので、いずれかの立場になるのかなと思っています。ただ、手を挙げていただいた皆さんが関わってもらうことではないのかなと、中学校が求めているものであるとか、その部活動自身が求めるものがあるかと思っていますので、その部分は我々が間に入り相談して、必要に応じて関わっていただくことになると思います。</p>
沖田委員	<p>中学校の部活動というのは教育的な意味もありますので、ただ御存じいただいているように、例えば競技によっては非常に厳しいコーチが来て、勝利至上主義といった教育的配慮をあまり持たない方もいるかもわからない。その辺のセレクトを十分にされたほうがいいと思います。いろいろ問題が起こることも考えられますので。手を挙げられた方をセレクトする時にどのような視点でセレクトするのがいいかと考えておいたほうがいいですね。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>少し補足をさせていただきますと、今回現行の「公益財団法人日本スポーツ協会が定める・・・」という内容は、指導者としての資格に高いハードルを求めているものです。しかし、実際このような資格を持った方はほとんどいなくて、現在1名に留まっている原因の一つです。今回の一部改正はスポーツ協会に加えて「競技団体が認定する指導者資格を有する者」に改めました。これは具体的に言いますと、スポーツ少年団の資格があればということでハードルを下げました。この認定については市の補助も付いていますので、スポーツ課と連携して取り組んでいけるだろうということで、ハードルを下げることによって、指導者を増やしていこうという意図です。今沖田委員が言われたように、いろんな心配もありますので、まずは希望されたところは学校に面談に行ってくださいまして、話をしながら指導ができそうかどうかをある程度確認した後、教育委員会で面接を行って、適切な指導ができるかを見極めたいと思います。(3)の「教育委員会が認めた者」についてですが、文化部につい</p>

管理監（学校教育担当）	ては何も規定がありませんでしたので、文化部についても優秀な指導者がいらっしゃると思いますので、(3)を加えることで、これも学校にまず行っていただくということになっていますので、積極的に外部の方に入っていただくための改正となっています。
教育長	その他、ございますか。
山本教育長職務代理者	今、御説明いただいた件について、募集をする、手を挙げていただいた方をまずは学校で面談する、その後教育委員会で面接を行うということで、くれぐれもこじれないようお願いいたします。今の質疑応答で気になりましたので、お伝えしておきます。 中学校の部活動指導員を1名から10名に増やすということで、この予算は時給いくらということですよ。この場合の予算は市単独ですか。
教育次長	3分の2補助があります。3分の1が市費です。
山本教育長職務代理者	ちなみに今、1名はどちらでどのような分野でしていただいているのですか。
学校教育課指導主事	中学校でバレーボールの指導に行っています。
山本教育長職務代理者	これに関連してですが、地域学校協働活動支援員は地域学校協働活動のコーディネーターの方のことですか。
生涯学習課長	地域学校協働活動の一つで、部活動の支援をしていただいている地域の方です。
山本教育長職務代理者	部活動の指導に特化した方ですか。そのような方がいらっしゃるのですか。
生涯学習課長	地域学校協働活動の一つで、そのような役割の方がいらっしゃるということです。
山本教育長職務代理者	具体的には、今17名ですか
生涯学習課長	はい、現在17名です。
山本教育長職務代理者	17名が部活関係ですか。
生涯学習課長	はい、17名の方がいろんな学校の各部活動の支援員として協力してくださっています。

山本教育長職務代理者	<p>そんなにたくさんいらっしゃるのですか。</p> <p>これは、直接部活動に行って支援していただいているということですか。</p>
生涯学習課長	はい、そうです。
教育長	頻度はどのくらいでしたか。
生涯学習課長	頻度については、部によって異なりますが、具体的な日数につきましては、今手元に資料がありませんが、実績報告などを見ていると、結構な頻度で出てくださっています。
山本教育長職務代理者	私のイメージでは、授業の下準備などをしていただいているイメージがありましたが、そのような内容も支援員の方がされるということですか。
生涯学習課長	部活動の支援員は、授業の下準備はされません。部活動に限って支援をしていただいています。
山本教育長職務代理者	部活動に特化してですか。
生涯学習課長	はい、そうです。
山本教育長職務代理者	中学校9校で17名いらっしゃるということですか。
生涯学習課長	はい、9校の内7校の中学校に17名いらっしゃいますので、1校につき1名の学校もあれば複数名いらっしゃる学校もあります。
山本教育長職務代理者	一つの中学校に複数の支援員と地域学校協働活動指導員が別にいらっしゃるのですか。
生涯学習課長	部活動指導員は先ほど指導主事から説明のあった方ですし、資料の(2)の(イ)にあります地域学校協働本部協働活動支援員が部活動の支援員です。この方たちが現在17名いらっしゃる中学校の部活動を支援する支援員です。
管理監(学校教育担当)	少しややこしいかもしれませんが、地域学校協働活動の部活動支援員は限りなくボランティアに近い方たちです。
教育長	報酬単価はどうなっていますか。
生涯学習課長	報酬単価は、一時間700円となっています。

沖田委員	ちなみに 12 月 5 日にびわこ成蹊スポーツ大学にスポーツ庁長官と奥野史子さんなどが来られて部活動の地域移行をテーマにシンポジウムが開催されることは御存じですか。
学校教育課指導主事	はい、連絡は来ています。
沖田委員	関係者の方はたくさん参加されますか。
学校教育課指導主事	私は予定があり参加できませんが、各校には案内をしております。
沖田委員	申込みをすればオンライン参加も可能ということでしたので、そういった情報も国のスポーツ庁がどのような方針を示していくかということもありますし、先ほど郵政との協力の話もしましたが、こういった話は聞いておかれたほうがいいですね。私も聞かなければいけません。
管理監（学校教育担当）	<p>今ほど、山本委員からありました指導員も支援員も学校と指導方針が合わず、ややこしいことになってということは過去にもありまして、そこが学校がなかなか指導員を受け入れられない壁の一つでもあります。ただ指導員については、要綱の第 10 条に委員会は各号に該当する時は任用期間中でも解任することができるという項目がありまして、特に（２）生徒の人格を傷つけるような言動又は体罰を行った場合と、（３）職の信用を損なうような行為を行った場合ということがありますので、ここに抵触する方がもしあれば、委員会で報告して委員会で解任することができるということでブレーキをかけているという状況です。</p> <p>そこが一番難しいところで、勝利至上主義を前面に出し過ぎると、部活動の目的である人格形成で教育と齟齬が出る場合もあるということです。</p>
教育長	これは、学校、指導員、支援員はどのような関係になりますか。
管理監（学校教育担当）	部活動において、責任者は学校です。
篠原委員	今の話を私も聞きたいと思っていました。やっぱりレベルをどうするかとか、子どもの学年とかによって、全然違うじゃないですか。一生懸命やりたい子どもたちが集まっている時であれば、楽しくやろうという時とか二つに分かれる時などもあると思いますが、指導者の気持ちや、がんがんいってしまうと本当に怖いですし、そういった心配もありますし、あとは思春期の子どもたちと接するということが、どのくらいできているのか、保護者としては一番心配しているところだと思いますので、いろんなハラスメントが起こってはいけないと思いますので、面接をされて実際活動された後の、どちらが責任を持つのかとなった時に学校が責任を持っていただくのが一番安心だと思いますので、子どもたちに意見を聞いて、活動の後も引き続き、そこは責任を持ってやっていただきたいと思います。

管理監（学校教育担当）	これは一定期間で指導員の評価等を考えていますか。
学校教育課指導主事	<p>評価と言われますと、それでは今年度評価をしているのかと言うと、中間評価など何もしていませんので、今ほど御意見をいただきましたので、そのようなこと含めて考えていかなければいけないと思います。</p> <p>もちろん年度が替わる時、来年度までには必ず1回はしておかないといけませんので、今後必ず考えていきたいと思っています。</p>
篠原委員	やはり、子どもに直接聞く機会というのを持っていたきたいし、本当にいろんな場合があると思います。例えばその方に気に入られないと試合に出られないとか、そういうハラスメントもあると思いますし、具体的に身体的なハラスメントもありますし、それを言える場所、安心して言える場所を必ず作っていただきたいと思っていますので、そこはよろしくお願ひします。
沖田委員	研修などをされるといいですね。説明会とかを。
青地委員	この部活動の移行の部分については、かなりこれからというところで、大きな課題だなと受け止めているところですが、制度上の問題、指導上の問題、あるいは心理的な部分、全てが含まれて動いていきますので、ややこしい部分だと思っています。まず、制度上のところでお聞きしたいところがあるのですが、資料で添付してある、11月2日付けで出てある、令和6年度東近江市立中学校部活動のあり方ですが、校長会に出された資料ですが、この中で分からないところがあるので、お尋ねですが、(1)の(イ)活動時間ですが、平日は原則2時間、土日はこれとありますが、原則2時間ということは、これは2時間以内と理解していいですか。すごく変な言い方ですが、原則2時間だと、2時間は毎日必ずあると捉えてしまいますよね。これは2時間以内と捉えていいかというのが、まず一つです。次に終わりの時間ですね。午後4時45分ということで、逆算すれば部活が始まるのが午後2時45分ということですね。学校の動き、教育の動きがそれでいけるのかなというところも、今現場におりませんので、お尋ねしたいと思っています。まずは時間のことで教えてください。
学校教育課指導主事	すみません、これは原則2時間ではなく原則2時間以内ですので、最長2時間ということになりますので、終わる時刻は午後4時45分ですので、2時間しないといけないということではありません。場合によっては、午後3時30分過ぎに放課後になって、その後部活は1時間程度ということはよくあることかなと思いますので、最長2時間になるということですね。
青地委員	その辺の捉え方と終了時間はどうですか。保護者がどう捉えるかなということですね。文面上の問題ですが。
管理監（学校教育担当）	保護者に出すのは、この文面ではないですよ。

<p>学校教育課指導主事</p>	<p>すみません、今確認が取れませんが、4月に教職員課から発出された市教委の適正な働き方にこのようなことが書いてあったと思います。そこから引用してきていますので。</p>
<p>教育長</p>	<p>最初は原則2時間としか書いていなかったと思いますので、それに終了時間を書き加えていると思いますので、もう少し保護者の方に分かりやすく記載してほしいと思いますので、そういったことでよろしいでしょうか。</p>
<p>青地委員</p>	<p>そのあたり、また御検討いただけたらと思います。 校長会議で出された資料として、教育委員会と文化スポーツ部が併記で出ていますよね。保護者宛てに出す場合は、教育委員会だけで出されると思うのですが、どうですか。</p>
<p>学校教育課指導主事</p>	<p>チラシを今回配付する時には、教育委員会とスポーツ課を並べて出します。これはスポーツ少年団の紹介もありますので、教育委員会とスポーツ課で出します。</p>
<p>青地委員</p>	<p>その辺が、今後の制度設計で難しいところだと思うのですが、スポーツ課は以前は教育委員会の中にあっただけですが、今は別になっていますよね。当然指導員についても、採用の時点での面接とか、研修とかを含めて考えていかないと、その辺が教育委員会とスポーツ課が並行で動いていくのか、連携と言いますか、これからなかなか難しい部分だと思います。私が問題提起した部分についても、よろしくをお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>このスポーツ少年団のチラシについては、エリアは決まっているのですか。入団できる範囲について。</p>
<p>学校教育課指導主事</p>	<p>特に市内ということなら、どこでも入団できると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>玉園FCなら、玉園地区しか入れませんよとか、そういうことはないのですね。</p>
<p>学校教育課指導主事</p>	<p>これもスポーツ課に確認しているところでは、学区は問わないというところですので、どなたでも、どこからでも入れるということです。</p>
<p>青地委員</p>	<p>今度、指導員が1名から10名になるということですが、指導員募集の要綱を見ていると、各学校にいろいろな部活があることが載っています。これは、指導員が応募するときにはどの中学校のどの部活動の指導がしたいという要望が聞けるのか、市教育委員会として登録したいとなるのでしょうか。</p>
<p>学校教育課指導主事</p>	<p>本人から連絡がきたときに、実際このチラシを見てどう申し込まれるのか分からないところがあります。中学校、部活動を指定してこられるかもしれませんが、いろいろな形が考えられますので、どういう形で希望されているのか我々が聞き取った上で学校とすり合わせていくことになると思います。</p>

青地委員	これからのところですので、そのとおりだと思います。正直言って、これだけ部活動のあるうち、10名の指導員の配置はどうなるのでしょうか。1名の方がいろいろな学校を掛け持ちすることもあり得るのでしょうか。
学校教育課指導主事	基本的には、同じ学校に配置になります。
青地委員	ということは、ほとんど入れないということですよ。10名という人数制限があるのであれば、全部の部活動に入ることはできないということですね。
学校教育課指導主事	現状で専門の方がいない部活動が十数部活あります。しかし、実際に指導員を要望している学校はもっと少なく、現状で3部活ぐらいです。この要望を聞いたのが少し前になりますので、これから各校の要望を調べていかないといけません。合う、合わないがありますので、今後というところがあります。専門外であっても熱心にされている方もいますし、ぜひ来てほしいというところもあります。たくさん手を挙げられたので、ここの中学校、そこの中学校とどんどん配置するわけではありませんので、あくまでも中学校が求めているかが大切ですので、その辺はしっかり話を聞いた上でやっていきたいなと思います。強引に、ましてや10名も集まらないかもしれませんし、課題はたくさんあります。
篠原委員	一つよろしいですか。 保護者の方がチラシを見て、指導員をしたいと言って手を挙げられた場合、自分の子どもがその部活動にいるから駄目だという規定はありますか。
学校教育課指導主事	いえ、それはないです。県内では、指導員なのか、支援員なのか、ボランティアかは分かりませんが、実際に自分の子どもがいても、指導しているところはあります。それがあるかどうかは別として、その希望に対して、教育委員会も含めて学校と話してもらい、本当に参加してもらうかを決めます。子どもがいるから駄目ですということではないです。
篠原委員	それが、スポーツ少年団でもトラブルになる原因が多いので、学校でしっかり見てもらった方がいいのかなと思います。 もう一つ、顧問は今までどおり付くのですか。
学校教育課指導主事	現状は付いています。朝桜中学校でも部活動指導員はいますが、顧問という形で入っていますので、外部指導員だけにはならないです。
篠原委員	この先も基本的に顧問が1名付くということですか。
学校教育課指導主事	来年度はそういう形になります。

篠原委員	実際に指導に当たらなくても、責任を持ってその先生が見てくださるということですか。
学校教育課指導主事	いつも顧問の先生がいるかは分かりませんが、顧問としての責任は持ってもらいます。それを部活動指導員が担うことはありません。
沖田委員	<p>中学校部活動の地域移行というのは、スポーツ少年団にパンフレットを出したのですが、本当に手探りで、地域で作り上げろということですね。ですから、こちらの地域でどういう問題が起こってくるのかも併せて解決するような道を探るという方法です。本当に無責任だとは思いますが、教員の働き方改革やスポーツ庁が地域移行を進め、郵政の職員も指導できる人を雇えばいいのではないかという議論をする中で、まず、手探りで出発しようということです。はじめから完璧にはできないので、問題が起こった場合にはその都度クリアしていくという方法しかありません。</p> <p>顧問の問題と指導員、責任がどうなるのかということも悩ましい問題です。顧問を置いて一人だけでやっていけるかなど、今後考えないといけない問題ですが、まず、出発しようということですね。</p> <p>東近江市の部活動の地域連携はかなりうまくいっているのではないかと思います。先生が午後4時45分まで担当し、それ以降の問題もありますが、スタートはうまくいっているという印象はあります。今後、言われたような問題を想定しながら、それをどう完全なものに近づけていくかという議論になると思います。</p>
山本教育長職務代理者	先ほど、学校からの要望が3部活しかないと言われませんでしたか。
学校教育課指導主事	<p>実際には、「こういうことをします」という前の段階での学校への聞き取りになります。来年度、指導員を増員して10名にすることやあり方を伝える前の大分早い段階で、現状、部活動指導員が各校いない状況の中、来年度の希望を聞き取りました。何の見通しもない中で、現在の質問であり、現在配置のある朝桜中学校は要望されましたし、配置のない中学校では、配置のない現状でやっておられる中で、配置を要望されたということです。</p> <p>今回、増員を目指していることやアンケートの結果、50数パーセントが課題だと思っているや専門外の部活動があるということが出ますと、部活動指導員の要望が上がってくるのではないかと思います。時期的に大分早くに聞き取りましたので変わってくるかと思っています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>そういう見通しですね。</p> <p>もう一点、活動指導員と活動支援員の住み分けはできるのですか。どういう役割分担になるのですか。</p>
学校教育課指導主事	部活動指導員には指導するに当たり資格の要件がありますが、支援員には資格要件がありませんので、担ってもらうことや責任等は部活動指導員とは違う形になってくるかと思いません。

山本教育長職務代理人	同じところに二人いるということはありません。
学校教育課指導主事	現状はありませんので、これから配置していく上で、出てくるかもしれませんし、何とも分からない状況です。
沖田委員	やってみないと分からないということですね。
教育長	<p>たくさん御意見をいただきありがとうございます。御意見をいただきました中で、今後も議論をしていかないといけない部分があります。ただ、それらが解決するまでスタートできないというわけではないと判断し、今回の議案を提出させていただきました。そういったことを含めて、御理解をいただきたいと思っています。</p> <p>それでは、議案第 26 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>ありがとうございます。では、「議案第 26 号 東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり承認いたします。御意見をいただきました部分はしっかりともう一度検証し取り組んでいきたいと思えます。</p> <p>続きまして、「3 協議事項」に移ります。</p> <p>「学校給食費の改定(案)について」と「4 報告事項」の中、福祉教育こども常任委員会協議会報告の「学校給食費の改定について」は関連がありますので担当課から併せて説明をお願いします。</p>
学校給食センター所長	<p>学校給食センター所長の上林でございます。 よろしくお願いたします。</p> <p>協議事項「学校給食費の改定(案)について」の説明の前に、関連しますので先に 11 月 13 日の「福祉教育こども常任委員会協議会」において報告しました内容を説明いたします。</p> <p>資料No.1 「福祉教育こども常任委員会協議会」資料を御覧ください。</p> <p>1 点目は、令和 5 年度給食賄材料費の見込みにつきましては、当初予算額としましては、5 億 5,787 万 2 千円を計上しておりましたが、令和 5 年 10 月末時点での推計で、歳出予定額としまして、6 億 637 万 2 千円となることから、4,850 万円が不足する見込みとなりますので、この不足分を 12 月に補正予算として上程したいと考えています。</p> <p>なお、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定をしています。</p> <p>2 点目の東近江市学校給食費の改定につきましては、東近江市学校給食センター条例施行規則第 12 条の規定に基づき、教育長から東近江市学校給食運営委員会の篠原委員長へ 8 月 21 日の第 1 回運営委員会において諮問していただきました。</p> <p>その諮問を受けまして、8 月 21 日、9 月 28 日、10 月 26 日の運営委員会において、委員の皆様が慎重に熱心に検討、審議をしていただきました。</p> <p>東近江市学校給食運営委員会開催経過につきましては、別紙のとおりでございます。</p> <p>運営委員会での主な意見としては、「原材料費の高騰によって給食費を上げざるを得ない</p>

という点は十分理解できる。」「地産地消を進めようと思うと給食費（賄材料費）が高くなるが、児童生徒に地元産の野菜等を提供することは必要と考えるので、とても難しいところに今いるのだと感じた。」「何より大切なことは、子どもたちに質や量を落とすことなく、給食を提供することが大前提である。」「体に良いものを子どもたちに食べさせてあげようと思うと仕方がない。」「おいしい給食を提供してもらうのにたくさんの人々のたくさんの努力によってかなり安い給食費で成り立っていることに感謝しなければならないと、この会議に参加して思った。」「子どもが4人もいて給食費が値上がりすると家計の負担が大きいので、なるべくなら給食費の値上げをせずに、何とか市の予算で賄ってほしい。」「市として少子化対策等に取り組んでいるという姿勢を見せるために、保護者への負担増は無くして、一般財源を確保していただけるとありがたいと思う。」

これらの意見をまとめた答申書を、11月1日に学校給食運営委員会から教育長へ提出していただいたところです。

答申書の内容につきましては、別紙答申書を御覧ください。

1 審議結果

東近江市学校給食費については、平成26年度に改定して以降、食材の選定や献立の工夫等により維持されてきたが、近年の物価高騰により、学校給食における食材費にも大きな影響が及んでいる。現行の給食費では、学校給食摂取基準を満たした適正な献立内容を維持することが困難であることから、学校給食費の改定はやむを得ないと判断する。

今後もこれまでと変わらない栄養バランスの取れた安全・安心な学校給食を提供はもとより、重要性が増している「食育」の観点からも郷土食や工夫を凝らした献立など学校給食の充実を図るため、より一層の努力をお願いするものである。

また、今回の学校給食費の改定に当たっては、保護者の意見を尊重されたく、配慮をお願いしたい事項について、本運営委員会としての意見を付すこととする。

2 付帯意見

(1) 給食費の改定による保護者負担増への対応として、国・県からの学校給食費に対する支援策があれば、積極的な活用を希望する。また、市独自の施策の検討を希望する。

(2) 学校や保護者等への周知は可能な限り早く行うこと。

以上が答申内容でございます。

今後の予定としましては、12月14日に学校給食運営委員会を開催し、令和6年1月には定例校長会議、定例教頭会議にて報告し、令和6年1月下旬から2月上旬には保護者宛に通知をする予定です。

令和6年4月から給食費の改定を予定しています。

委員会協議会では、委員から「付帯意見等もっともな意見があったが、改定するイメージにとらえた。」「国からの交付金を頼ることなく、市独自で何らかの対策を取って、子育てをしていくことが求められている。」「基本的に予想として、どれぐらいの値上げを考えているのか。」などの意見が出され、「市としての基本的な考え方は、給食賄材料費は受益者である保護者が負担するという大原則であるが、付帯意見については、子育て支援部門や農林水産部門と検討していきたいと思っている。」「給食費の値上げは概ね10パーセントから12パーセント、小学校なら4,000円が4,400円、中学校なら4,500円が5,000円ぐらいを目途としている。」旨回答をしています。

続きまして、協議事項「学校給食費の改定（案）について」説明いたします。

まずは、資料No.3「年度別賄材料費内訳及び不足給食費月額一覧費」を御覧ください。

この資料は、令和3年度以降の賄材料費内訳（歳出）と保護者からいただいています給食費（歳入）、そして、各年度の人数を記載したもので、不足した給食費の月額を一覧表にしたものです。

先ほども、福祉教育こども常任委員会協議会の報告で説明いたしましたが、令和5年度の歳入額については、全体で6,250万3,721円の不足する見込みです。1人当たりに換算しますと、1箇月につき454.8円の給食費が不足することとなります。

現在の給食費は、小学校で1箇月当たり4,000円、年間で44,000円となり、小学校では年間190回給食を提供していますので、1食単価に換算しますと231円で、給食を提供できるように献立を立てるようにしています。

令和3年度を御覧ください。ごはんやパン、麺の主食は32円、牛乳57円、その他サラダやスープ、デザートなどの副食が143円で、合計232円となり、1食当たり231円で給食の提供を予定していましたので、令和3年度については、ほぼ、それに近い232円で給食が提供できたということです。

次に、令和5年度については、1食単価を255円で見込んでおり、その内訳としては、ごはんやパン、麺の主食は37円、牛乳64円、その他サラダやスープ、デザートなどの副食は154円としております。

これを踏まえた上で、主食、牛乳、副食の値上がり率を想定して、令和6年度1食単価を予想しますと、内訳としては、ごはんやパン、麺の主食は、40円で前年度比7.3パーセント増、牛乳65円で前年度比2.6パーセント増、その他サラダやスープ、デザートなどの副食が前年度と同額の154円で1食当たり259円となります。

次に、資料No.2協議事項「学校給食費の改定（案）について」を御覧ください。

表の左から、幼稚（児）園、小学校、中学校別に、改定前、1食単価、改定後（案）、増減額にまとめました。

先ほど説明しましたように、平均の1食単価を小学校259円といたしました。給食提供量が異なる幼稚（児）園は202円、中学校は292円となります。

また、学校教育課から学校管理規則の一部改正について説明がありましたように、学校休業日が増となることから給食の提供食数が増となりますので、それぞれの1食単価に、幼稚園は現在と同じ185食、小学校は令和6年度からは190食から185食に、中学校は令和6年度からは190食から189食となりますので、月額としまして幼稚（児）園は3,400円、小学校は4,400円、中学校は5,000円が妥当だと考えています。

そうしますと、改定前より幼稚（児）園で300円、小学校で400円、中学校で500円の値上げをする予定です。

事務局といたしましても、子どもたちの一日の食事の一つとなる学校給食として、しっかりとバランス良く栄養が摂取できるように、質も量も落とさたくないと考えていますので、御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、答申の付帯意見にありますように、給食費の改定に伴う保護者の負担増への対応として、国・県からの学校給食費に対する支援策などの動きを注視するとともに、市独自の施策についても、今後、関係部局と検討協議を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
山本教育長職務代理者	国や県でそういった給食費の補助が出るといった兆しがあるのですか。
学校給食センター所長	今年度は先ほど申しました、コロナの交付金が物価高騰に関連してありましたが、令和6年度はコロナの交付金はおそらくないのではないかと考えています。それに代わるものや物価高騰に関わるものなど改めて違うものが出てくる可能性もあるかもしれませんが、こちらに情報が入ってきておりません。そういったものがありましたら、即時対応していきたいと思っています。視野を広げて情報を得よう努力したいと思っています。
山本教育長職務代理者	よろしくをお願いします。
教育長	よろしいでしょうか。特に異議的な御意見はないように感じております。保育園はどうなりますか。
幼児課長	保育園の2号認定につきましては、給食を自園で提供している部分がありますので、この案を受けて改定していきたいと思えます。
教育長	それでは、学校給食センターから提案がございました「学校給食費の改定(案)について」に基づいた考え方で進めていくということで、御了解いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。 次に、「4 報告事項」に移ります。「福祉教育こども常任委員会協議会について」教育部から報告をお願いします。
生涯学習課長	生涯学習課の中西です。よろしくをお願いします。 東近江市少年センター条例の制定について御説明いたします。 現状としましては、東近江少年センターは、平成17年11月に東近江少年センターと愛知県少年指導センターが統合して以来、東近江市と愛荘町が合同で運営を行ってきました。 しかしながら、昨今の複雑多様化する青少年の問題に対応するためには、それぞれの市町の行政施策との効果的な推進が必要となります。そのため、令和6年度から2市町がそれぞれ単独で少年センターを設置、運営することとなりました。 少年センターの設置に当たっては、条例の制定が必要になりますが、説明資料の「取組等」のところに概要を記載しております。 この条例は、少年の非行防止及び健全育成を図ることを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する教育機関として東近江市少年センターを設置することを定めるものです。

生涯学習課長	<p>このほか、条例においては、少年の非行防止、補導及び相談、少年の健全育成に関することなど少年センターで行う事業について定めるとともに、必要な職員を置くことについて定めるものです。</p> <p>今後は、学校問題対策をはじめとする青少年に関わる課題と少年センター業務との一体的な取組ができるよう調整を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上のような内容で、12月議会に提案させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>少年センターのエリアを東近江市と愛荘町エリアに分けるという形で、本市の部分の少年センター条例を12月議会で提案するという内容でございます。</p> <p>ここにきまして中学生の非行行為がいくつかの学校で見られますし、逮捕事例も出ております。そういったことで少年センターとの連携も重ねていますが、エリアを市町ごとにするということで、より一層の連携が図れるのではないかと考えていますので、こういう形で条例制定をすることになります。御理解をいただきたいと思っております。</p> <p>この件について御意見、御質問等ございましたら申し上げます。</p>
山本教育長職務代理者	<p>条例案はないのですか。</p>
生涯学習課長	<p>すみません。今回は先日の委員会協議会の報告事項ですので、12月に御説明します。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>それでは、こども未来部から「東近江市立御園こどもの家等の指定管理者の指定について」説明をお願いします。</p>
こども政策課長	<p>こども政策課の小椋です。よろしく申し上げます。</p> <p>1ページ「東近江市立御園こどもの家等の指定管理者の指定について」の資料を御覧ください。それでは御説明させていただきます。</p> <p>現状、東近江市立のこどもの家22箇所中14箇所について、6団体を指定管理者と定め、管理運営業務を行っております。</p> <p>現在の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日で満了するため、継続的及び安定的な学童保育所を運営するには令和6年4月1日からの指定管理者を選定する必要があります。</p> <p>指定管理者の候補者については、特定とし、去る9月28日に審査会を実施し、候補者を選定しました。</p> <p>特定団体候補者による指定管理者は、6団体であります。</p> <p>1 NPO法人 東近江学童保育ネットワーク7箇所、2 NPO法人 しみんふくしの家八日市3箇所、3 能登川東こどもの家保護者会1箇所、4 能登川西こどもの家スマイル保護者会1箇所、5 能登川北こどもの家保護者会1箇所、6 蒲生東こどもの家「たんぼぼ」1箇所でございます。</p> <p>この審査会の評価については、児童の健全育成に対する実績があり、保護者や児童との間</p>

こども政策課
長

での信頼関係が構築していること、また学校や地域との連携が図れていることを評価しました。

2 ページを御覧ください。こちらにはこどもの家指定管理者の候補者一覧表に法人と保護者会の 14 箇所を記載していますので、御確認をお願いします。

指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

なお、この指定管理者の指定及びこれに伴う指定管理料の債務負担行為補正につきましては、令和 5 年 12 月東近江市議会定例会に提案させていただく予定であります。

以上で、「東近江市立御園こどもの家等の指定管理者の指定について」の説明を終わらせていただきます。

教育長

ありがとうございます。続きまして、「東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明をお願いします。

幼児課長

幼児課の増井です。よろしく申し上げます。

次第の(2)東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。

今回一部改正を予定している条例は、2 つで、東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例になります。

現状及び課題について、1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正があり、本市条例の一部を改正する必要が生じました。

取組等について、まず、東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、保育の内容に関する指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、文言の改正を行うものです。

次に、東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、改正部分が 3 つあります。一つ目は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定子ども園法の一部改正に伴い、引用条項の改正を行うものです。二つ目は、本市条例が準じている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(基準府令)の不備が補正されたことに伴って、同様に改正するものです。こちらについては、文言等の見直しのみで、内容、取扱い等に変更はありません。三つ目は、先に述べた条例と同じですが、保育の内容に関する指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、文言の改正を行うものです。

施行期日は、公布の日とします。

2 ページ以降に新旧対照表を添付しています。

2 ページに、東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の新旧対照表をつけています。下線部分について、厚生労働大臣から内閣総理大臣に文

幼児課長

言を改正するものです。

3 ページ以降に、東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の新旧対照表をつけています。

3 ページの第 15 条第 1 項第 2 号の下線部について、引用条項を改正しますのと、第 4 号の下線部について、厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更を行います。また、3 ページの第 35 条から 4 ページ以降の第 36 条の下線部について、基準府令が改正されたことに伴い、同様に改正します。最後に、5 ページ第 44 条についても、厚生労働大臣から内閣総理大臣に文言を改正します。よろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございます。では、引き続いて、「東近江市立さくらんぼ幼児園整備工事の進捗状況について」説明をお願いします。

幼児施設課長

幼児施設課の村田です。よろしくお願いします。

東近江市立さくらんぼ幼児園整備工事につきましては、老朽化に伴い、保育室、給食調理室などの改修工事を行うため、5 月に契約しております各工事の 10 月末時点の進捗状況について報告いたします。

建築工事の進捗率は 67.2 パーセント、機械設備工事の進捗率は 51.17 パーセント、電気設備工事の進捗率は 45.5 パーセントで、計画に遅れなく進んでいます。

2 枚目の資料を御覧ください。こちらの図面は、各工程箇所を示したものです。今回の改修工事は、第 1 から 8 までの工程箇所に分けて施工しているほか、外装、外構工事を施工しています。そのうち、第 1 工程ピンク色着色部分、第 2 工程水色着色部分、第 8 工程図面は添付しておりませんが二階の遊戯室、トイレ及び会議室については、床改修、壁張替え、給排水設備、照明器具取替など改修が完了し、現在、第 3 工程緑色着色部分、第 4 工程黄色着色部分、第 7 工程の廊下部分の改修及び中庭の外構工事を行っております。

3 枚目の資料につきましては、上段左側は外壁塗装しました外観状況で、右側は完了しました第 8 工程の 2 階トイレの状況です。下段左側は第 3 工程の 2 歳児保育室、右側は同じく第 3 工程の厨房の工事状況となります。報告は以上です。

教育長

ありがとうございます。こども未来部から 3 件の報告がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。

篠原委員

こどもの家の件については、現状と同じところということですね。

こども政策課長

そうです。変更はありません。

篠原委員

「東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、具体的に何か分かりづらかったのですが、認定こども園のことですか。

幼児課長

「東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、東

<p>幼児課長</p>	<p>近江市内の施設ですと、定員が 19 人などといった小規模な施設があります。それに係る認可基準になります。</p> <p>もう一つの「東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」については、「特定教育・保育施設」というのが認定こども園、保育所、幼稚園のことを指します。市が運営費を各施設に支払っています。その給付をしている施設を「特定教育・保育施設」という呼び方をします。そして、「特定地域型保育事業」というのは、小規模保育事業所などに対して運営費を支払っていますが、その運営費を支払っている小規模保育施設のことの呼び方です。運営に関する基準を定めた条例となっており、こども家庭庁ができたことにより、指針を定める者が、今まで厚生労働省であったのが内閣総理大臣になったということの修正となります。</p> <p>あとは、文言についてですが、国が基準を定め、それに基づいて市も基準を定めていますが、その中で指している国の条項の文言に問題があったということで訂正され、それに準じて市も修正しています。</p>
<p>篠原委員</p>	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
<p>教育長</p>	<p>基本的には何も変わっていないということですね。</p>
<p>幼児課長</p>	<p>そうです。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございました。よろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、続いて「5 その他」に移ります。各課から報告をお願いします。</p>
<p>各課報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育研究所だよりNo.242（教育研究所） ●報告事項（生涯学習課） ●報告事項（図書館）
<p>教育長</p>	<p>各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>（意見、質問等なし）</p>
<p>教育長</p>	<p>以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>次回の第 12 回定例会は、令和 5 年 12 月 22 日（金）午後 1 時 00 分から「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>また、令和 6 年第 1 回定例会につきましては、1 月 22 日（月）午後、24 日（水）午前、午後のいずれかで開催をお願いしたいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>（日程調整）</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、令和 6 年第 1 回定例会につきましては、1 月 22 日（月）午後から開催いたし</p>

教育長

ます。ここで、事務局から当面の日程について連絡があります。

事務局

(連絡事項)

教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第11回教育委員会定例会を終了させていただきます。

会議終了

午後0時10分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
